

鳥取県訓令第7号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

第1条 鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（種類等）</p> <p>第2条 公印の種類、ひな形及び寸法並びに管守者は、別表に定めるところによる。</p> | <p>（種類等）</p> <p>第2条 公印の種類、ひな形及び寸法並びに管守者は、別表に定めるところによる。<u>ただし、政策法務課長（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第6条に規定する政策法務課の長をいう。以下同じ。）が管守者とされる公印（別表11の項の課長印（以下単に「課長印」という。）を除く。）については、県の執務時間に関する規程（昭和44年鳥取県訓令第2号）第2条に規定する県の執務時間外及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「執務時間外等」という。）における管守者は、守衛とする。</u></p> |
| <p>（新調、改刻又は廃止の申請等）</p> <p>第4条 所属長（<u>政策法務課長（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する政策法務課の長をいう。以下同じ。）を除く。</u>以下同じ。）は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ政策法務課長に申請しなければならない。</p> | <p>（新調、改刻又は廃止の申請等）</p> <p>第4条 所属長（<u>政策法務課長を除く。</u>以下同じ。）は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ政策法務課長に申請しなければならない。</p> |
| <p>（使用）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 執務時間外等（<u>県の執務時間に関する規程（昭和</u></p> | <p>（使用）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 執務時間外等に押印しようとするときは、公印使</p> |

44年鳥取県訓令第2号)第2条に規定する県の執務時間外及び鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。)に押印しようとするときは、公印使用簿(様式第2号)に所要事項を記載しなければならない。ただし、課長印(別表11の項の課長印をいう。)の押印については、この限りでない。

3 略

(公印省略文書)

第9条 次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。

(1) 県の機関又は県内の他の地方公共団体あての往復文(通達、依命通達及び発信名義が知事又は会計管理者であるもの(会計管理者にあっては、鳥取県会計管理者等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)第3条の規定により知事の権限に属する事務のうち会計管理者に委任された事務に関するものを除く。次号及び第3号において同じ。)を除く。)

(2)~(5) 略

別表(第2条関係)

| 公印の種類 | ひな形 | 寸法 | 管守者 | 摘要 |
|--------------------|-------------|------------------------------|--------|---------------------------|
| 略 | | | | |
| 1 専用知事印 第1号~第4号 | 略 | | | |
| 第5号 | 鳥取県知事印 | 長方形 縦4ミリメートル 横18ミリメートル | 消防課長 | 危険物取扱者保安講習及び消防整備士講習の修了認定用 |
| 第6号 | 鳥取県知事印 | 10ミリメートル四方 | 消防課長 | 危険物取扱者免状及び消防整備士免状用 |
| 略 | | | | |
| 3 知事職務代理者印 第1号 | 略 | | | |
| 第2号 | 鳥取県知事職務代理者印 | 28ミリメートル平方 | 東京本部長 | |
| 第3号 | 鳥取県知事職務代理者印 | 28ミリメートル平方 | 人事企画課長 | 辞令用 |
| 略 | | | | |
| 11 課(室)長印 | | | | |

用簿(様式第2号)に所要事項を記載しなければならない。ただし、課長印の押印については、この限りでない。

3 略

(公印省略文書)

第9条 次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。

(1) 県の機関又は県内の他の地方公共団体あての往復文(通達、依命通達及び発信名義が知事又は会計管理者であるものを除く。)

(2)~(5) 略

別表(第2条関係)

| 公印の種類 | ひな形 | 寸法 | 管守者 | 摘要 |
|--------------------|-------------|------------------------------|--------|---------------------------|
| 略 | | | | |
| 1 専用知事印 第1号~第4号 | 略 | | | |
| 第5号 | 鳥取県知事印 | 長方形 縦4ミリメートル 横18ミリメートル | 消防チーム長 | 危険物取扱者保安講習及び消防整備士講習の修了認定用 |
| 第6号 | 鳥取県知事印 | 10ミリメートル四方 | 消防チーム長 | 危険物取扱者免状及び消防整備士免状用 |
| 略 | | | | |
| 3 知事職務代理者印 第1号 | 略 | | | |
| 第2号 | 鳥取県知事職務代理者印 | 28ミリメートル平方 | 東京本部長 | |
| 略 | | | | |
| 11 課(室)長印 | | | | |

| | | | | |
|----------------|--|-------------------|------------------------|-------------|
| 第1号 | 鳥取県何部 (局・監) 何課(室・ 本部・所・ 校)長印 | 21ミリメー ル四方 | 主務課(室・ 本部・所・ 校)長 | |
| 第2号 | 鳥取県何部何 局(所・室) 何課(室・所 ・部・場) 長 | 21ミリメー ル四方 | 主務課(室・ 所・部・場) 長 | |
| 第3号 | 長所何へ鳥 ・課局取 へ・県 校室監何 印)・部 | 21ミリメー ル四 方 | 主務課(室・ 所・校)長 | 縦書きの文書 用 |
| 略 | | | | |
| 様式第1号(第5条関係) 略 | | | | |

| | | | | |
|------------------|---|-------------------|---------------------------|-------------|
| 第1号 | 鳥取県何部 (局・監) 何課(室・ チーム・所 ・校)長印 | 21ミリメー ル四方 | 主務課(室・ チーム・所・ 校)長 | |
| 第2号 | 鳥取県何部何 局(所・室) 何課(室・チ ーム・所・部 ・場)長印 | 21ミリメー ル四方 | 主務課(室・ チーム・所・ 部・場)長 | |
| 第3号 | ・子何へ鳥 校!課局取 へ・県 長・室監何 印所・部 | 21ミリメー ル四 方 | 主務課(室・ チーム・所・ 校)長 | 縦書きの文書 用 |
| 略 | | | | |
| 様式第1号(第3条の3関係) 略 | | | | |

第2条 鳥取県公印規程の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第8条関係)

公印使用簿

| 年月日 | 件名 | 公印名 | 使用者 | | | 対応職員 | | |
|-----|----|-----|-----|----|----|------|----|---|
| | | | 所属名 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | 印 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。